

## 議案第37号

### 鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県民生委員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

米子市	<u>345人</u>
倉吉市	<u>170人</u>
略	
八頭郡八頭町	<u>69人</u>
略	
東伯郡湯梨浜町	<u>50人</u>
略	
西伯郡南部町	<u>36人</u>
略	

民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

米子市	<u>338人</u>
倉吉市	<u>167人</u>
略	
八頭郡八頭町	<u>68人</u>
略	
東伯郡湯梨浜町	<u>49人</u>
略	
西伯郡南部町	<u>35人</u>
略	

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。